

埼玉県建築工事委託業務検査要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、埼玉県の発注する建築工事及び建築設備工事に係る委託業務（以下「業務」という。）の検査に関し、法令その他別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に規定するところによる。

(1) 検査員

埼玉県財務規則（昭和 39 年埼玉県規則第 18 号）第 89 条第 1 項の規定により検査を行う職員として指定を受けた職員をいう。

(2) 業務の検査

業務について行う完了検査、指定部分検査、既履行部分検査をいう。

ア 完了検査

埼玉県建築設計業務委託契約約款第 3 1 条第 2 項の規定により業務の完了を確認するための検査をいう。

イ 指定部分検査

埼玉県建築設計業務委託契約約款第 3 7 条第 1 項の規定により業務の完了に先だって引き渡しを受けるべきことを指定した部分の業務の完了を確認するための検査をいう。

ウ 既履行部分検査

埼玉県建築設計業務委託契約約款第 4 5 条第 2 項の規定により業務の契約が解除された場合において、受注者が既に業務を完了した部分の引き渡しを受ける必要がある場合において行う既に履行した部分の業務の完了を確認するための検査をいう。

(3) 決裁権者

埼玉県財務規則第 89 条第 1 項の規定により当該検査に係る支出負担行為についての決裁権者（知事決裁に係るものにあつては、部長とする。）をいう。

(4) 発注課所長

当該検査に係る支出負担行為を行う課所の長をいう。

(検査員の心構え)

第 3 条 検査員は、受発注者の対等性を遵守した上で、公平な態度と判断により、契約の適正な履行を確認するため、厳正に検査を行わなければならない。

(検査員の指定)

第 4 条 決裁権者は、業務の検査を行うに当たっては、支出負担行為決議書により検査員を指定するものとする。

2 検査員の変更等が生じた場合は、「検査員指定書」により検査員を指定するものとする。

(検査員の検査手続)

第 5 条 発注課所長は、受注者から業務の「委託業務完了通知書」（指定部分に関するものを含む。）の提出があったとき、又は既履行部分の引渡を受けるときは、前条の指定を受けた検査員に業務の検査を行わせるものとする。

(業務の履行を確認できない場合の措置)

第 6 条 検査員は、業務の履行を確認できないと認めるものについては、「委託業務手直し指示書」により発注課所長に手直しを指示しなければならない。

2 発注課所長は、検査員から委託業務手直し指示書を受理したときは、直ちに、受注者に対し、期日を指定して手直しを請求しなければならない。

3 発注課所長は前項による手直しが完了したときは、「委託業務手直し報告書」により、検査員に手直しが完了した旨を報告しなければならない。

4 検査員は、前項の規定による手直しが完了した旨の報告を受けたときは、当該手直し部分の検査を行わなければならない。

(検査結果の報告)

第 7 条 検査員は、業務の検査の結果について当該業務を適正と認めたときは、「委託業務検査調書」により、決裁権者に報告しなければならない。

附 則

この要綱は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 12 年 5 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

この要綱は、令和4年5月2日から施行する。